



島根県報

平成29年10月6日（金）

第2,944号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	（　　　　　）	2
県営土地改良事業計画の変更	（農村整備課）	2
解除予定保安林	（森林整備課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（　　　　　）	3
島根県中小企業育成振興資金融資要綱の一部改正	（中小企業課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（　　　　　）	3

【特定調達公告】

島根県公共土木施設維持管理システム開発業務に係る随意契約の相手方等	（技術管理課）	4
-----------------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第536号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成29年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社平安堂	居宅介護支援	平安堂居宅介護支援事業所	島根県出雲市渡橋町334番地1	平成29年10月1日

島根県告示第537号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成29年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 志穩	介護予防通所介護	花あかり	浜田市熱田町558-35	平成29年10月1日

島根県告示第538号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
八尾川以南地区用排水施設事業（県営農業水利施設保全合理化事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	隠岐の島町役場

島根県告示第539号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

江津市二宮町神主1788-4・1788-13・1790-6・1790-7・1794・1816-1・1928-13・1928-14・1928-34・2089-6・2093-13・2093-14・2093-18・2095-9・2095-10・2095-14・2132・敬川町1955-1（以上18筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第540号

平成29年島根県告示第437号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を松江市役所、江津市役所、川本町役場及び津和野町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成29年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
松江市東長江町字頭谷1155-1	南波 清
松江市東長江町字頭谷1154、1155-1	曳野 一吉
江津市桜江町今田499-1	石津 榮之助
邑智郡川本町川本2889-5	入江 義明
鹿足郡津和野町内美字長兼1185	新藤 吾市

島根県告示第541号

島根県中小企業育成振興資金融資要綱（平成4年島根県告示第451号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第5条の表1の項(1)ウ中「農村地域工業等導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に、「第5条第3項第1号」を「第5条第2項第1号」に、「工業等導入地区」を「産業導入地区」に改める。

附 則

この告示は、平成29年10月6日から施行する。

島根県告示第542号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成29年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT 斐川店 島根県出雲市斐川町莊原1231番外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 P L A N T 代表取締役 三ツ田 佳史 福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
(株) P L A N T	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1	三ツ田 勝規

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
(株) P L A N T	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1	三ツ田 佳史

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前)

名称	住所	代表者の氏名
(株) P L A N T	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1	三ツ田 勝規

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
(株) P L A N T	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1	三ツ田 佳史

(4) 変更の年月日

平成29年5月8日

2 届出年月日

平成29年9月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市経済環境部商工振興課 (出雲市今市町70)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) 第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則 (平成7年島根県規則第83号) 第9条の規定により公告する。

平成29年10月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県公共土木施設維持管理システム開発業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部技術管理課 島根県松江市殿町8番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成29年9月25日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

NECプラットフォームズ株式会社 代表取締役 保坂 岳深 東京都千代田区神田司町2-3（登記上：神奈川県川崎市高津区北見方2-6-1）

5 随意契約に係る契約金額

99,110,520円（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 契約相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

8 提案競技の実施について公告を行った日

平成29年3月31日